

《黙示による包括的な同意について》

個人情報の第三者への提供については、原則、本人の同意を必要としていますが、「法第 27 条第 2 項」及び同項に係る「健康保険組合における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」において、加入者の利益になるもの、または事業者側（当健康保険組合）の事務及び経費負担が膨大になる上、明示的な同意を得ることが加入者本人にとって必ずしも合理的であるとはいえない事項については、あらかじめ、(1) 第三者に提供すること、(2) 提供される情報の種類、(3) 提供の手段、(4) 求めに応じて提供を停止することの 4 項目を本人に通知し、又は本人の知り得る状態においている場合に限り、本人の同意を得ずに情報提供を行うことができると規定されています（黙示による包括的な同意）。

同法に基づき、当健康保険組合では、以下の事項を「黙示による包括的な同意」とし公表します。

なお、同意を希望されない場合は当健康保険組合までご連絡くださるようお願いいたします。

- ① 『高額療養費』をご本人の申請に基づかずに事業主経由で支給します。
- ② 『付加給付金』をご本人の申請に基づかずに事業主経由で支給します。
- ③ 『医療費のお知らせ』を、毎月世帯単位にまとめて健保 WEB サイトへ掲載します。
- ④ 『年間医療費のお知らせ』を、年 1 回世帯単位にまとめて被保険者へ配布します。
- ⑤ 『負傷原因の照会』を、世帯単位にまとめて被保険者へ通知します。
- ⑥ 『柔整整復師（整骨院・接骨院）の施術内容確認の照会』を、世帯単位にまとめて被保険者へ通知します。